

国民年金保険料

国民年金保険料額の改定

令和8年度の保険料額は、月額**17,920円**(前年度比410円増)です。割引のある口座振替早割や前納制度をぜひご利用ください。

学生納付特例制度

20歳以上のかたは必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、支払いが難しい」というかたのために、社会に出てから後払いできる制度です。

承認されると10年間納付が猶予され、その間は遡って納付できます。猶予された期間は年金の受給資格期間に含まれます。申請をせず保険料を未納のままにすると、不測の事態に年金が受けられない場合があります。

対象者

各種学校で1年以上の課程に在籍し、本人の所得が一定以下の学生(128万円 + 扶養親族などの数×38万円)

承認期間

申請時点から2年1か月前までの期間を遡って申請できます。複数年度の申請をする場合は、年度ごとに1枚申請が必要です。

申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 学生証や在学証明書、または修業年限が1年以上の課程であることの証明書

注意事項

納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間(最低10年以上)には算入されますが、追納をしないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乘せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

離婚した場合の年金分割制度

二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金にすることができます。離婚後**2年以内**に手続きを行う必要があるため、お早めに秩父年金事務所までご相談ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560

人事改選

町議会の同意を受け、次のとおり選任しました。

公平委員会委員(3月12日選任) **二ノ宮 紀子氏(大字皆野)再任**